

## 統計法施行令の一部を改正する政令要綱

- 一 別表第一の五の項の適用について、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより五の項第三欄第一号、第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いずれも世帯員の収入及び支出の調査に係る事務を除く。以下同じ。）を市町村長が処理することとされた場合に、当該市町村長が、同欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができるよう、所要の改正を行うこと。（別表第一関係）
- 二 別表第一の十の項について、都道府県知事及び市町村長が行うこととされている事務の一部を国が自ら行うこととするため、所要の改正を行うこと。（別表第一関係）
- 三 この政令は、平成二十一年四月一日から施行するものとする。